

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年10月10日

【会社名】 シティグループ・インク
(Citigroup Inc.)

【代表者の役職氏名】 エリッサ・スタインバーグ
アシスタント・トレジャラー
(Elissa Steinberg, Assistant Treasurer)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市
グリニッジ・ストリート 388
(388 Greenwich Street, New York, New York, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 月 岡 崇

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 斉 藤 元 樹
弁護士 山 元 恒 輝

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	2022年10月12日
効力発生日	2022年10月20日
有効期限	2024年10月19日

発行登録番号	4 -外 2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円
発行可能額	5,000億円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2023年10月10日（提出日）である。

【提出理由】 本訂正発行登録書は、（１）発行登録書の添付書類である定款を差し替えるため、及び（２）発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出されたため、提出されるものである。
（訂正内容については、下記を参照のこと。）

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

【訂正内容】

- 1 発行登録書の添付書類である定款を添付の通り差し替えます。
- 2 発行登録書の記載内容を以下の通り訂正致します。訂正箇所については、下線を付しておきます。

第二部 参照情報

第1 参照書類

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

<訂正前>

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（2021年度）（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

2022年5月26日関東財務局長に提出

事業年度（2022年度）（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

2023年6月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度（2023年度）（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

2024年7月1日までに関東財務局長に提出予定

2 四半期報告書又は半期報告書

半期報告書

事業年度（2022年度中）（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

2022年9月2日関東財務局長に提出

事業年度（2023年度中）（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

2023年10月2日までに関東財務局長に提出予定

事業年度（2024年度中）（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

2024年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3 臨時報告書

上記1の有価証券報告書及びその添付書類提出後、本訂正発行登録書提出日（2023年4月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号に基づき臨時報告書を2023年4月26日に関東財務局長に提出

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当事項なし

5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類

該当事項なし

6 外国会社臨時報告書

該当事項なし

7 訂正報告書

該当事項なし

<訂正後>

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（2022年度）（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

2023年5月24日関東財務局長に提出

事業年度（2023年度）（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

2024年7月1日までに関東財務局長に提出予定

2 四半期報告書又は半期報告書

半期報告書

事業年度（2023年度中）（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

2023年9月4日関東財務局長に提出

事業年度（2024年度中）（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

2024年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3 臨時報告書

上記1の有価証券報告書及びその添付書類提出後、本訂正発行登録書提出日（2023年10月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号に基づき臨時報告書を2023年10月10日に関東財務局長に提出

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当事項なし

5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類

該当事項なし

6 外国会社臨時報告書

該当事項なし

7 訂正報告書

該当事項なし